

あなたも里親になりませんか

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育を受けることができない子どもたちを、里親さんの家庭において、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育していただく制度のことです。

茨城県では、子どもたちの健やかな成長のために、里親制度を積極的に推進しており、里親になっていただける方を広く募集しています。

里親には、迎え入れた子どもの養育費として里親手当、生活費、学校教育費などが支給されます。里親制度に関心をお持ちの方は、ぜひご連絡ください。



里親の種類

- 養育里親**…18歳まで（必要な場合は20歳まで）の子どもを、子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親
- 養子縁組里親**…特別養子縁組（戸籍上も自分の子どもとして育てること）を前提として養育する里親
- 専門里親**…養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
- 親族里親**…実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの家族が子どもを養育する里親

問い合わせ先
茨城県土浦児童相談所
☎029-821-4595

里親制度説明会

国では子どもが心身共に健やかに育つよう家庭の養護である里親制度を推進しています。しかし、県内における里親制度の認知度は低いのが現状です。

その為、里親制度を広く知って頂くために制度説明会を開催いたします。現役里親の体験談のお話もありますので、興味のある方はぜひお越しください。

- 日時：11月22日（金）午前10時
- 会場：つくば同人会 子どもセンター つくば市高崎 802-1
- 参加費：無料
- 申込締め切り日：11月15日（金）
- 問い合わせ先・申し込み先
児童養護施設 つくば香風寮
☎029-875-3451 担当 増子

地場産業フェスティバルで里親制度をPR

「里親制度」について、県の里親支援専門員によるPRを行う予定です。この機会に里親制度について、ぜひ知ってください。

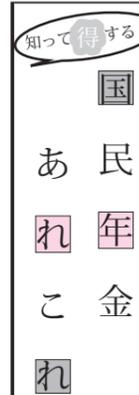
- 日時：11月3日（日）午前10時～午後2時
- 会場：利根町公民館および利根町保健福祉センター
- 問い合わせ先
「地場産業フェスティバル」について
利根町地場産業推進協議会事務局（役場経済課内）
☎68-2211（内線432）
- 「里親制度PR」について
役場子育て支援課 ☎68-2211（内線141）

対象となる方

給付金の種類ごとに、以下の支給要件をすべて満たしている方になります。

- 【**老齢基礎年金を受給している方**】
 - ・65歳以上で老齢基礎年金を受けている。
 - ・請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
 - ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である。
 - 【**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**】
 - ・障害基礎年金または遺族基礎年金を受けている。
 - ・前年の所得額が「4,621,000円＋（扶養親族の数×38万円※）」以下である。
- ※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または、老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または、16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円。

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するもので、令和元年10月1日から始まった制度です。



年金生活者支援給付金制度について

請求の手続きについて

- 【平成31年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金の受給をしている方】
年金生活者支援給付金を受け取れる方へ、令和元年9月ごろに日本年金機構から請求書などが同封されている手続きのご案内を送付しております。
申請書の記入の仕方や郵送の方法などに従って日本年金機構へ返送してください。
- 【平成31年4月2日以降に老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方】
年金の裁定請求を行う際にあわせて、土浦年金事務所または役場保険年金課で手続きをしてください。
制度の詳細や申請方法については、保険年金課または下記のホームページでご確認ください。
- 【特設サイト】<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>
- 【厚生労働省ホームページ】<https://www.mhlw.go.jp/>【日本年金機構ホームページ】<https://www.nenkin.go.jp/>



注意!

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、「口座番号を聞く」「手数料などの金銭を求める」ことはありません。



- 問い合わせ先 年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）
「050」で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-5539-2216
役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線175）

利根町子育て応援 手当事業の新規申請は

令和2年3月31日

受付分まで!

町では第1子から支給対象とした新たな事業への見直しを図るため、利根町子育て応援手当事業は、令和元年度をもって、新規申請の受け付けを終了いたします。新規申請は、令和2年3月31日（火）までに役場子育て支援課で受け付けをした分までとなりますので、申請忘れのない様、お願いいたします。

また、令和元年度までに受給者として認定を受けた方につきましては、これまでと同様に受給期間（15年）が終了するまで継続いたします。今後も、毎年10月に行う現況届の審査後、支給決定された受給者に対し、手当を支給いたします。

新事業につきましては、決定しだい、お知らせいたします。

問い合わせ先 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎68-2211（内線142）

利根町子育て応援手当 現況届を忘れずに!

10/31 (木)
提出期限

平成31年3月31日までに子育て応援手当の申請をしている方で、現在、利根町子育て応援手当の受給者認定を受けている方は、10月31日（木）までに現況届を提出してください。（現況届の用紙などは、9月末に郵送しました。）

利根町子育て応援手当は、受給者認定後2年目からは現況届の提出をもって、毎年10月1日時点での住所・前年度以前の税金の滞納状況を確認し、支給決定を行っています。

引き続き利根町に在住し、税金の滞納がない場合でも、期日内に現況届の提出がない場合、その年度分の手当は支給できませんので、ご注意ください。

問い合わせ先 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎68-2211（内線142）